

制度の名称	地すべり等関連住宅融資																		
支援の種類	貸付（融資）																		
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<p>●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。</p> <p>●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="325 472 1449 943"> <tr> <td data-bbox="325 472 507 645">地すべり関連住宅</td> <td colspan="2" data-bbox="507 472 1449 645">地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 645 507 817">土砂災害関連住宅</td> <td colspan="2" data-bbox="507 645 1449 817">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 817 507 943">密集市街地関連住宅</td> <td colspan="2" data-bbox="507 817 1449 943">密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> </table> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="333 1066 1182 1261"> <thead> <tr> <th data-bbox="333 1066 619 1133"></th> <th data-bbox="619 1066 901 1133">融資限度額</th> <th data-bbox="901 1066 1182 1133">返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="333 1133 619 1196">土地取得資金なし</td> <td data-bbox="619 1133 901 1196">2,700万円</td> <td data-bbox="901 1133 1182 1261" rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1196 619 1261">土地取得資金あり</td> <td data-bbox="619 1196 901 1261">3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。		土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。		密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。			融資限度額	返済期間	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																		
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																		
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																		
	融資限度額	返済期間																	
土地取得資金なし	2,700万円	35年																	
土地取得資金あり	3,700万円																		
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。																		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353																		